

変更契約の内容に関する事項の公表

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 当初契約年月日 | 令和6年6月10日 |
| (2) 変更契約年月日 | 令和6年10月9日 |
| (3) 業種 | 土木一式工事 |
| (4) 件名 | しらこばと運動公園整備工事（園路） |
| (5) 場所 | 越谷市大字小曾川地内 |
| (6) 受注者 | 株式会社N-CREW |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市越ヶ谷1-15-13
ロイヤルビル201号室 |
| (8) 履行期間 | 令和6年6月10日から令和6年10月31日まで |
| (9) 契約金額 | 11,000,000 円(税込み) |
| (10) 変更金額 | 493,900 円(税込み) |
| (11) 変更後の契約金額 | 11,493,900 円(税込み) |
| (12) 変更の概要 | 当初 → 変更
管理施設整備工：基礎補強 0式 → 1式（34箇所） |

- (13) 変更の理由 本工事で施工する遊歩道周りのフェンスおよび転落防止柵について、法肩への設置となることから、経年による傾きや転倒の恐れがあるため、基礎の補強をおこなうこととし、増工するものです。

変更契約の内容に関する事項の公表

- | | |
|---------------|--|
| (1) 当初契約年月日 | 令和6年2月5日 |
| (2) 変更契約年月日 | 令和6年10月16日 |
| (3) 業種 | 建築一式工事 |
| (4) 件名 | 蒲生南小学校校舎屋根改修工事 |
| (5) 場所 | 越谷市南町一丁目8番1号 |
| (6) 受注者 | 株式会社須賀工務店 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷8-15-6 |
| (8) 履行期間 | 令和6年2月5日から令和6年10月31日まで |
| (9) 契約金額 | 25,520,000 円(税込み) |
| (10) 変更金額 | 1,991,000 円(税込み) |
| (11) 変更後の契約金額 | 27,511,000 円(税込み) |
| (12) 変更の概要 | 1. 階段室の外壁目地シーリングの撤去・新設を追加する
2. 箱樋の防水工事を追加する
3. 【北棟（東）】銅板屋根の撤去・復旧、箱樋の防水工事を追加する
4. 【北棟（東・西）】箱型カバーの荷重検討を行う |
| (13) 変更の理由 | 【内容変更理由】
1、足場設置後の調査により、目地の劣化が確認されたため
2、足場設置後の調査により、箱樋の広範囲の劣化が確認されたため
3、校舎の構造安全性を確認するため |

変更契約の内容に関する事項の公表

- (1) 当初契約年月日 令和6年5月27日
(2) 変更契約年月日 令和6年10月17日
(3) 業 種 土木一式工事
(4) 件 名 街路築造工事（区6－140号線外2路線）
- (5) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (6) 受 注 者 清和土木株式会社
- (7) 受 注 者 住 所 埼玉県越谷市南荻島4288
- (8) 履 行 期 間 令和6年5月27日 から 令和6年12月20日 まで
(9) 契 約 金 額 5,896,000 円(税込み)
(10) 変 更 金 額 1,086,800 円(税込み)
(11) 変更後の契約金額 6,982,800 円(税込み)
(12) 変 更 の 概 要
- 道路土工
掘削 $V=56\text{m}^3 \rightarrow 109\text{m}^3$
埋戻（流用土） $V=65\text{m}^3 \rightarrow 114\text{m}^3$
土砂等運搬（流用土） $V=72\text{m}^3 \rightarrow 127\text{m}^3$
残土等処分 $V=62\text{m}^3 \rightarrow 120\text{m}^3$
構造物撤去工
舗装版切断 $L=91\text{m} \rightarrow 58\text{m}$
舗装版破碎 $A=192\text{m}^2 \rightarrow 316\text{m}^2$
As 殻処分 $V=9\text{m}^3 \rightarrow 15\text{m}^3$

- (13) 変 更 の 理 由
- 【工事内容の変更理由】
本工事は営繕課発注の大袋中学校外構工事に伴い、中学校仮換地となる部分の現道構造物を撤去し、中学校用地を引き渡す工事である。
当初設計では歩道部の路盤の厚さを10cmと想定していたが、約40cmであったため、掘削及び埋戻（流用土）、並びに土砂等運搬（流用土）及び残土等処分を増工する。
また、営繕課と現地照査した結果に基づき、舗装版撤去範囲及びAs 殻処分を増工する。このことに伴い、中学校北東の歩車道境界ブロックが撤去対象物となるため、舗装版切断を減工する。
以上の理由により、越谷市建設工事請負契約約款第18条第1項第5号の規定により、変更を行うものです。

変更契約の内容に関する事項の公表

- | | |
|---------------|---|
| (1) 当初契約年月日 | 令和6年5月28日 |
| (2) 変更契約年月日 | 令和6年10月22日 |
| (3) 業種 | 電気工事 |
| (4) 件名 | 市役所井水設備制御配線工事 |
| (5) 場所 | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 |
| (6) 受注者 | 株式会社ダイキアクシス
東京本社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区東日本橋2-15-4
PMO東日本橋 |
| (8) 履行期間 | 令和6年5月28日から令和6年10月31日まで |
| (9) 契約金額 | 3,936,287 円(税込み) |
| (10) 変更金額 | 594,613 円(税込み) |
| (11) 変更後の契約金額 | 4,530,900 円(税込み) |
| (12) 変更の概要 | ①受水槽用レベルセンサーから井水制御盤までのケーブルを追加
②井水制御盤から雑用水（送水要求）までのケーブルを追加
③ケーブルの仕様を変更 |

- | | |
|------------|---|
| (13) 変更の理由 | ①着工後の現場調査の結果、既存のケーブルの種類では制御に支障をきたす恐れがあるため、将来の維持管理を考慮し変更を行う。
②着工後の現場調査の結果、雑用水槽への送水要求をする必要が生じたため。
③ケーブル等電材の全国的な納期遅延が発生し、納品に時間を要しているため、原設計の仕様であるエコケーブルと同等の性能を有するケーブルの使用を許可し、少しでも早く納品できるよう配慮したため。 |
|------------|---|

変更契約の内容に関する事項の公表

(1) 当初契約年月日	令和4年6月21日
(2) 変更契約年月日	令和6年10月29日
(3) 業種	建築一式工事
(4) 件名	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (建築)
(5) 場所	越谷市越ヶ谷2620番1外
(6) 受注者	和光・水谷経常建設共同企業体 (代)和光建設株式会社 三郷支店
(7) 受注者住所	埼玉県三郷市栄1-176
(8) 履行期間	令和4年6月21日から令和7年2月28日まで
(9) 契約金額	1,350,800,000
(10) 変更金額	金額の変更無し
(11) 変更後の契約金額	
(12) 変更の概要	1. 昇降口石框からステンレスフラットバーに変更 2. アルミ製建具の防潮板対応仕様に変更 3. 鋼製建具の防潮板対応仕様に変更 4. 紫外線防止ガラスフィルムの取りやめ 5. 検収スペースの床、壁の仕様変更 6. 巾木、廻り縁の仕様変更 7. 作業台、下足入れ、靴箱、収納棚の取りやめ 8. 施設名称サイン (自立) の追加 9. プール柵、プール門扉の仕様変更 10. 屋上緑化工事、クライミングウォール設置工事の仕様変更 11. 厨房器具設置工事の内容変更 12. 防火水槽設置工事の追加
(13) 変更の理由	地下工作物の撤去において、当初の想定より簡易的に杭を引き抜くことができたことから1億3,750万円の契約金額の減額が想定されましたが、物価高騰による請負金額の増加及び水板の追加、プール・砂場底の追加、厨房器具等の追加等の仕様変更により、1億3,750万円の増額となるため、結果として契約全額の増減はありません。

変更契約の内容に関する事項の公表

- (1) 当初契約年月日 令和4年6月21日
(2) 変更契約年月日 令和6年10月31日
(3) 業 種 管工事
(4) 件 名 (仮称) 緑の森公園保育所建設工事(機械設備)
- (5) 場 所 越谷市越ヶ谷2620番1外
- (6) 受 注 者 株式会社ナカノヤ
- (7) 受 注 者 住 所 埼玉県越谷市大沢3-28-11
- (8) 履 行 期 間 令和4年6月21日 から 令和7年2月28日 まで
(9) 契 約 金 額 129,800,000 円(税込み)
(10) 変 更 金 額 7,150,000 円(税込み)
(11) 変更後の契約金額 136,950,000 円(税込み)
(12) 変 更 の 概 要
1. 空調設備において、機器の数量等を変更する
 2. 歓喜設備において、天井扇の数量等を変更する
 3. 床暖房設備において、2次側配線用配管工事を追加する
 4. 床暖房設備において、一部取りやめ
 5. 衛生器具において、便器等の数量等を変更する
 6. 給水設備において、量水器口径・量水器ボックスを変更する
 7. 給水設備において、試掘を行う
 8. 排水設備において、屋外排水管理設深さを変更する
 9. 排水設備において、枡の口径を変更する
 10. 給湯設備において、温水器・給湯器の数量等の変更を行う
 11. 消化設備において、屋外倉庫にパッケージ型自動消火設備Ⅱ型を設置する
 12. ガス設備において、ガスメーター設置位置移動によりメイン管を延長する
 13. 厨房機器において、厨房機器は建築工事とする
- (13) 変 更 の 理 由 (仮称) 緑の森公園保育所建設工事(建築)と同様、工期延期を行うとともに、仮設事務所のリース料金など必要経費について増額の変更契約を行うものです。また、空調機器、天井扇、便器、温水器、給湯器の数量変更や排水枡、量水器、量水ボックスの口径変更など、工事内容の変更を行います。
- 原履行期限：令和6年10月3日
変更履行期限：令和7年2月28日
延長日数：120日
損害金の有無：無(受注者の責めによらない為)

変更契約の内容に関する事項の公表

- (1) 当初契約年月日 令和4年6月21日
(2) 変更契約年月日 令和6年10月31日
(3) 業 種 電気工事
(4) 件 名 (仮称) 緑の森公園保育所建設工事(電気設備)
- (5) 場 所 越谷市越ヶ谷2620番1外
- (6) 受 注 者 太洋電設工業株式会社
- (7) 受 注 者 住 所 埼玉県越谷市船渡1349
- (8) 履 行 期 間 令和4年6月21日 から 令和7年2月28日 まで
(9) 契 約 金 額 93,500,000 円(税込み)
(10) 変 更 金 額 5,775,000 円(税込み)
(11) 変更後の契約金額 99,275,000 円(税込み)
(12) 変 更 の 概 要
1. 電灯幹線設備において、幹線ケーブルの種類及びサイズの変更、ケーブルラックの一部中止
 2. 電灯分岐設備において、照明器具、制御方法の変更
 3. 非常照明・誘導灯設備において、照明器具の種類及び数量の変更
 4. コンセント分岐設備において、コンセントの種類、設置位置、数量の変更
 5. 動力幹線設備において、幹線ケーブルの種類及びサイズの変更
 6. 動力分岐設備において、ケーブルの種類及びサイズの変更
 7. 動力分岐設備において、空調・換気電源、床暖房電源の配線工事の変更
 8. 受変電設備において、幹線、ブレーカー等の仕様変更
 9. 構内情報通信網設備において、マルチメディアコンセント、ケーブルの中止、空配管の追加
 10. 構内交換設備において、ケーブル数量の変更、総合盤の面数追加
 11. 非常放送設備において、放送機器ワゴンの中止
 12. 誘導支援設備、防犯・入隊管理設備において、ケーブルの数量等の変更
 13. テレビ共同受信設備において、マルチメディアコンセント、ケーブルの数量等の変更
 14. 自動火災報知設備工事において、感知器等の数量等の変更
 15. 監視カメラ用配管設備において、空配管及びボックス等の追加
 16. 機器警備用配管設備において、空配管及びボックス等の追加
 17. 構内配電線路、構内通信線路において、配管・ケーブル等の経路及び数量等の変更
 18. 構内配電線路において、外灯の中止
- (13) 変 更 の 理 由 【変更内容】
(仮称) 緑の森公園保育所設工事(建築)と同様、工期延期を行うとともに、仮設事務所のリース料金など必要経費について増額の変更契約を行うものです。また、非常用照明、誘導灯、自動火災報知器及びコンセントなどの数量変更、房電源の配線変更など、工事内容の変更を行います。
- 原履行期限 : 令和6年10月31日
変更履行期限 : 令和7年2月28日
延長日数 : 120日
損害金の有無 : 無(受注者の責めによらない為)

変更契約の内容に関する事項の公表

- | | |
|---------------|--|
| (1) 当初契約年月日 | 令和6年6月3日 |
| (2) 変更契約年月日 | 令和6年10月29日 |
| (3) 業種 | 補償コンサルタント（登録有） 事業損失部門 |
| (4) 件名 | 建物・物件影響調査業務委託6-1 |
| (5) 場所 | 越谷市大字南荻島地内 |
| (6) 受注者 | 株式会社ヤスナミ測量設計 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市千間台東2-7-16 |
| (8) 履行期間 | 令和6年6月3日 から 令和6年12月20日 まで |
| (9) 契約金額 | 4,510,000 |
| (10) 変更金額 | 金額の変更無し |
| (11) 変更後の契約金額 | |
| (12) 変更の概要 | <p>【履行期限の変更】
原履行期限：令和6年10月31日
変更履行期限：令和6年12月20日
延長日数：50日</p> |
| (13) 変更の理由 | <p>建物調査について、権利者と日程調整に不測の日数を要し、履行期間内の完成が見込めないことから、50日間の履行期間延長を行うものです。
損害金の有無：無
その理由：受注者の責めによらないため</p> |